

岐阜関ヶ原古戦場記念館  
別館レストラン及びカフェ運営事業者募集要項

令和6年1月  
岐阜県 観光国際部  
岐阜関ヶ原古戦場記念館

## **岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集要項**

この要項では、岐阜県（以下「県」という。）が、岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下「記念館」という。）に設置されている別館においてレストラン及びカフェを地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて運営する事業者（以下「事業者」という。）を、プロポーザル方式（企画提案）により選定するため、必要な手続き等について定める。

### **1 公募事項**

#### **(1) 公募案件**

岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集

#### **(2) 目的**

岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェの運営

#### **(3) 期間**

① 令和6年4月1日又は使用許可の日のいずれか遅い日から令和7年3月31日まで

② 営業開始日は、県と協議のうえ決定するものとするが、遅くとも令和6年4月22日（月）までには開店準備等を終えるものとする。

③ 使用許可に係る許可期間（以下「使用期間」という。）は、原則として1年を単位に更新することができるものとし、更新による使用許可は2回までとする。

ただし、使用許可に係る場所（以下「使用場所」という。）を公用又は公共用に供するため必要となったとき、その他県が必要と認めたときは、県は使用許可の更新を行わず、又は取り消しを行うものとする。

④ 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の日から30日前までに、行政財産使用許可期間更新申請書を県に提出することとし、更新する意思がない場合は、6か月前までに、その旨を書面により県に意思表示をしなければならないものとする。

⑤ 使用期間が満了したときは、事業者の負担により使用場所を原状に回復して、県に返還するものとする。

#### **(4) レストラン・カフェを運営する面積等（使用場所の面積）**

使用場所の面積（以下「使用面積」という。）は、約127m<sup>2</sup>とし、その内訳は、厨房：約59m<sup>2</sup>、カフェ&スイーツ：約23m<sup>2</sup>、食品庫：約12m<sup>2</sup>、事務室2：約9m<sup>2</sup>、更衣室2：約6m<sup>2</sup>、検収：約11m<sup>2</sup>、厨房前スペース：約7m<sup>2</sup>とする。詳細は、図面（レストラン・カフェ運営事業者 許可範囲）を参照すること。

### **2 募集に係る条件等**

募集に係る条件等は、別添1「岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集に係る条件等」による。

### 3 応募資格

プロポーザルの応募要件は、次の条件を満たす者とする。

複数の者で構成される団体（以下「共同体」という。）にあっては、すべての構成員が（6）（8）（11）を除くすべての条件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は（6）（11）の条件を満たすこととし、（8）の条件については構成員のいずれかが条件を満たすことを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの）を含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るもの）を含む。）
- (4) 県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議（県が別に定める構成員により組織する「岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集プロポーザル評価会議」のことをいう。以下同じ）の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けている、あるいは受ける見込みがあること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 2019年度以降に1年以上の期間、店舗型の飲食店の営業実績を有すること。  
これらの要件は、参加申込時から契約締結まで継続的に満たしている必要がある。

#### **4 企画提案書の作成**

事業の企画に係る企画提案書は、「岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営企画提案書（様式1）」、「岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営に係る企画提案書（様式2）」に沿って作成すること。

企画提案書（様式1及び様式2）は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料折込使用可）とする。

様式2においては、「1 運営の基本方針について」から「9 危機管理について」までの各大項目につき、それぞれ4ページ以内とすること。ただし、「7 経営基盤及び運営実績について」については、ページ数の上限を定めない。

企画提案書で使用する言語は日本語とし、通貨は円とする。

#### **5 プロポーザルの手続き等**

##### **(1) スケジュール**

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和6年1月16日（火）～2月14日（水）
② 募集要項に関する質問受付	令和6年1月16日（火）～2月4日（日）
③ 参加申込書受付	令和6年1月16日（火）～2月7日（水）
④ 企画提案書受付	令和6年1月16日（火）～2月14日（水）
⑤ 評議会議	令和6年2月下旬〔予定〕
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年2月下旬〔予定〕
⑦ 協定書の締結	令和6年4月

##### **(2) 募集要項等の公表・配布**

① 配布期間：令和6年1月16日（火）～2月14日（水）（閉館日は除く。）

午前9時30分から午後5時まで

② 配布場所：募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

※紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越しください。

岐阜県観光国際部岐阜関ヶ原古戦場記念館企画課企画連携係  
(〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-55)

##### **(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表**

① 受付期間：令和6年1月16日（火）～2月4日（日）

② 提出方法：電子ファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとする。）で作成した募集要項等に関する質問書（別紙1）を記念館の電子メールアドレス（[c23116@pref.gifu.lg.jp](mailto:c23116@pref.gifu.lg.jp)）に提出（※）すること。その他の方法による質問には回答を行わない。

※ 電子メールの件名に「【質問】岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ事業者募集」と記載すること。

※ 募集要項等に関する質問書（別紙1）を提出した後、後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に届いたことの確認の電話をすること。

③ 回答：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、岐阜県ホームページ内にて公開する。

「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

#### （4）プロポーザル参加申込受付

① 受付期間：令和6年1月16日（火）～2月7日（水）（閉館日は除く。）  
午前9時30分から午後5時まで

② 提出書類

ア 岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者選定プロポーザル参加申込書（別紙2）

イ 共同体構成員届出書（別紙3（該当する場合のみ））

ウ 岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営に関する共同体協定書（別紙4（該当する場合のみ））

エ 共同体委任状（別紙5（該当する場合のみ））

③ 提出方法：プロポーザルに参加しようとする者は、②の提出書類を後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで持参又は郵送により提出すること。なお、提出は紙によるものとし、郵送の場合は、必ず①の受付期間内に到着するように簡易書留、特定記録郵便など、配達されたことが証明できる方法で送付し、送付の旨の報告を後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に電話にて行うこと。

#### （5）企画提案書等書類の受付

① 受付期間：令和6年1月16日（火）～2月14日（水）（閉館日は除く。）  
午前9時30分から午後5時まで

② 提出書類

ア 企画提案書

（ア）岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営企画提案書（様式1）

(イ) 岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営に係る企画提案書（様式2）

- イ 法人に関する書類（共同体の場合は、すべての構成員の分を提出）
  - (ア) 法人概要書（様式3）
  - (イ) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
  - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- ウ 社会的課題への取り組み状況（様式4）
- エ 誓約書（共同体の場合は、すべての構成員の分を提出）（様式5）
- オ その他企画提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

②の提出書類を、後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」へ持参又は郵送にて提出すること。なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けない。

また、郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便など、配達されたことが証明できる方法とし、送付の旨の報告を後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に電話にて行うこと。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(6) 参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

次のアからキのいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア (5) の①の受付期間に提出書類が提出されない場合
- イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合
- ウ 募集要項に記載した条件等を充足しないと認められる場合
- エ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- カ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザルに参加した者（以下「応募者」という。）が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

④ 提出書類変更の禁止

(5) の①の受付期間経過後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、認めない（軽微なものを除く。）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

(5) の②の提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

⑦ その他

ア 岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者選定プロポーザル参加申込書（別紙2）を提出した場合であっても、(5) の①の受付期間内に(5) の②の提出書類の提出されない場合は、辞退したものとする。

イ 応募者は、(5) の②の提出書類の提出をもって募集要項の記載内容に同意したものとする。

ウ 提出した(5) の②に掲げる書類は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ (5) の②に掲げる書類を提出した後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休館日の場合は、その直前の日）までに、岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者選定プロポーザル参加辞退届（別紙6）を後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に持参又は郵送により申し出ること。

また、郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に届いたことを後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に電話で確認すること。

オ 応募者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になること。

## 6 評価に関する事項

(1) 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織する評価会議（岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集プロポーザル評価会議）が行う。

評価会議では、提案者が提出書類に基づきプレゼンテーションを行った上で質疑応答を受け、それらの内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査し、最優秀提案者を選定する。

## (2) 評価会議

### ① 開催日・場所

- ・開催日時：令和6年2月下旬（予定）に県の指定した時間に開催する。
- ・開催場所：県が指定する場所（岐阜県不破郡関ヶ原町内を予定）

### ② プレゼンテーション等の時間

- ・プレゼンテーション 15分間以内
- ・質疑応答 10分間程度

### ③ 注意事項

- ・開催日時、開催場所及び各応募者の開始時間は、県から通知する。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は、1提案者あたり2名までとする。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。5の(5)の①の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施すること。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・県の指定した時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めない。

## (3) 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

## (4) 最優秀提案者の決定

- ① 各評価会議構成員は、別表「評価項目及び評価内容」に基づき採点を行う。
- ② 評価会議構成員ごとに評価点の高い順から提案者数に応じて下記のとおり順位点を付す。

(例)

順位	1位	2位	3位	4位	5位
順位点	5	4	3	2	1

- ③ 各評価会議構成員の順位点を合計し、順位点合計の最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- ④ 上記③に関わらず、各評価会議構成員による評価点の合計が満点の60%に満たない提案者は選定から除外する。
- ⑤ 順位点合計の最も高い提案者が複数者いる場合は、評価点の合計により決するものとする。なお、順位点及び評価点が同点である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- ⑥ 提案者が1者のみの場合において、各評価会議構成員による評価点の合計が満点の60%以上の場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60%未満の場合または提案者がない場合は再度公募を実施することとする。

## (5) 結果の通知・公表

選定結果は、選定後、提案者に文書で通知するとともに、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

公表する内容は、以下のとおり。

- ① 最優秀提案者の名称、順位点及び評価点
- ② 全提案者の名称及び所在地（申込順）
- ③ 全提案者の順位点及び評価点※（順位点順。提案者の名称は秘匿）

※名称並びに順位点及び評価点の対応関係は明らかにしない。

提案者が2者の場合には公表しない。

- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員名
- ⑥ 最優秀提案者と使用許可の申請者が異なる場合は、その理由

## 7 使用許可に係る注意事項

選定した最優秀提案者と県が協議し、業務内容を確定させたうえで、最優秀提案者は県に行政財産使用許可申請書を提出すること。

## 8 協定書の締結について

最優秀提案者は、評価会議でのプロポーザル内容を反映した協定書を別途、県と締結すること。

## 9 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

事業者は、食品衛生法、消防法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。また、営業に必要な許認可等は、事業者が取得すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 守秘義務

事業者は、「岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業」を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

## 10 業務の継続が困難となった場合の措置について

行政財産の使用許可期間中において、事業者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。この場合、県に生じた損害は、運営者が賠償するものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。

### (3) 次期事業者への業務の引継ぎ

事業者は、理由の如何を問わず、業務の継続が困難となった場合には、県が行う次期事業者選定に協力すると共に、選定された者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるように、その引継ぎを行うものとする。

## 11 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から使用許可の日までの期間内に受けた時は、当該最優秀提案者を事業者として選定せず、使用許可をしないものとする。また、使用許可後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、事業者による業務を中止させて、原則として使用許可を取り消すこととする。

## 12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒503-1501 岐阜県不破郡関ケ原町関ケ原 8 9 4 番地 5 5

岐阜県観光国際部岐阜関ケ原古戦場記念館企画課企画連携係

TEL : 0584-47-6070 (午前9時30分から午後5時まで)

FAX : 0584-43-0420

電子メールアドレス : [c23116@pref.gifu.lg.jp](mailto:c23116@pref.gifu.lg.jp)

## 岐阜関ヶ原古戦場記念館別館レストラン及びカフェ運営事業者募集に係る条件等

### 1 岐阜関ヶ原古戦場記念館別館の概要（本館に隣接）

- (1) 面 積 延べ面積 805.91 m<sup>2</sup>
- (2) 営業日 原則として、記念館の開館日
- (3) 営業時間 原則として、記念館の開館時間  
 (ただし、レストラン及びカフェの営業時間は県と協議の上決定するものとする。)
- (4) 主な内容 売店（別事業者により運営）、レストラン及びカフェ

#### （参考）岐阜関ヶ原古戦場記念館の概要

- (1) 名 称 岐阜関ヶ原古戦場記念館
- (2) 場 所 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 894 番地 55
- (3) 目 的 関ヶ原の戦いの歴史を伝えること及び関ヶ原古戦場の魅力を発信することにより、関ヶ原古戦場を核とした広域観光の推進を図り、もって地域の発展に寄与するため（岐阜関ヶ原古戦場記念館条例第1条）
- (4) 面 積 敷地面積 12,380.12 m<sup>2</sup>、延べ面積 5,176.44 m<sup>2</sup>  
 展示面積 1F 571.67 m<sup>2</sup>、2F 799.93 m<sup>2</sup>、5F 182.80 m<sup>2</sup>
- (5) 開館日 原則として、毎週月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日
- (6) 開館時間 原則として、9時30分から17時00分まで  
 ※開館日及び開館時間については、変更となる場合がある。

#### (7) 来館者数

年度	記念館入館者数	レストラン及びカフェ客数
令和3年度	91,212人	44,597人
令和4年度	139,917人	74,758人
令和5年度（12月末時点）	164,765人	89,106人
令和5年度月別実績	R5.4	11,887人
	R5.5	18,866人
	R5.6	10,885人
	R5.7	15,503人
	R5.8	25,065人
	R5.9	17,118人
	R5.10	17,844人
	R5.11	31,631人
	R5.12	15,966人
		7,542人

## 2 施設利用形態

別館レストラン及びカフェスペースの使用にあたっては、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可（単年度許可）手続きが必要である。

選定された事業者は、県と詳細を協議の上、原則として令和6年4月1日までに使用許可を受けること。

## 3 レストラン及びカフェスペースの概要

### (1) 業務の範囲

使用場所の面積（以下「使用面積」という。）は、約127m<sup>2</sup>とし、その内訳は、厨房：約59m<sup>2</sup>、カフェ&スイーツ：約23m<sup>2</sup>、食品庫：約12m<sup>2</sup>、事務室2：約9m<sup>2</sup>、更衣室2：約6m<sup>2</sup>、検収：約11m<sup>2</sup>、厨房前スペース：約7m<sup>2</sup>とする。詳細は、詳細は、図面（別館使用場所）を参照すること。

### (2) 営業日及び営業時間

原則として記念館（本館）の開館時間と同一とする。

なお、記念館本館及び別館の利用状況等に鑑み、県と協議のうえ、営業日及び営業時間の一時的な変更を行うことができるものとし、使用許可にかかる使用料の返還については、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第2条第3項の規定による。

また、県や地元市町のイベント開催時などにおいて、県が営業日の変更又は営業時間の延長等を要望するときは、できるだけ対応するよう努めること。

### (3) 運営期間

① 運営期間は、令和6年4月1日又は使用許可の日のいずれか遅い日から令和7年3月31日までとする。

② 営業開始日は、県と協議のうえ決定するものとするが遅くとも令和6年4月22日（月）までには開店準備等を終えるものとする。

③ 使用許可に係る許可期間（以下「使用期間」という。）は、原則として1年を単位に更新することができるものとし、更新による使用許可は2回までとする。

ただし、使用許可に係る場所（以下「使用場所」という。）を公用又は公共用に供するため必要となったとき、その他県が必要と認めたときは、県は使用許可の更新を行わず、又は取り消しを行うものとする。

④ 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の日から30日前までに、行政財産使用許可期間更新申請書を県に提出することとし、更新する意思がない場合は、6か月前までに、その旨を書面により県に意思表示をしなければならないものとする。

⑤ 使用期間が満了したときは、事業者の負担により使用場所を原状に回復して、県に返還するものとする。

## **4 業務の内容**

実施する業務内容は、次のとおりとする。なお、業務で得た利益は、本事業を実施した者（以下「事業者」という。）に属するものとする。

### **(1) レストラン・カフェの運営**

#### **① 飲食販売**

- ・関ヶ原の戦いや戦国時代に関連したオリジナルメニューを新たに開発し、提供を行うこと。
- ・オリジナルメニューの他、一般的な食事やコーヒー等飲料の提供を行うこと。
- ・利用者層に合わせたメニュー提供を行うこと。また、提供メニューについては、県と協議のうえ決定すること。

#### **② 店舗管理**

- ・接客、清掃、整理整頓、装飾等、利用者目線に立った運営を行うこと。
- ・客席部分に設置してあるダストボックスに投棄されたごみは、自社製品の如何を問わず適切に廃棄し、周辺の清掃を行うこと。
- ・仕入れした食品等の管理を適正に行うこと。

#### **③ その他**

- ・県及び地元の特産品や食材を積極的に取り扱うこと。
- ・食品衛生法による飲食店の営業許可等、運営に必要な官公署の免許、許可及び登録等を受けること。また、廃棄物の処分等個々の業務について第三者に委託を行う場合には、当該業務について当該委託先がそれぞれ委託しようとする業務に必要な免許、許可及び登録等を受けていること。また、本業務を行うために必要な免許等を有する者を従事させること。
- ・消防法に基づく手続及び業務を行うこと。

### **(2) 利用促進・広報活動に関するこ**

- ・チラシの作成やホームページを活用するなど、記念館と連携した広報活動を行うこと。なお、県で用意する記念館ホームページのカフェ・ショップの項目を使用することができるものとする。

### **(3) その他・留意事項**

- ・専用の電話番号を取得し電話を設置すること。
- ・サイン・看板の設置は、県と協議のうえ実施すること。
- ・指定した箇所以外で、機器・物品等を設置したい場合は別途、使用許可を受けることが必要となること。
- ・外国人利用者に向けた案内表示等の多言語化を行うこと（参考：記念館は日・英表記）。
- ・使用場所に限らず記念館の敷地内での喫煙及びタバコの販売は禁止する。
- ・従業員の駐車場は、県から別に指定された場所を使用すること。
- ・機器、物品はすべて電力により稼働されること（あらかじめ設置された給湯

機器を除きガス機器は使用不可とする。)。

#### (4) 運営開始前に行う業務

運営開始前に行う業務は次のとおりとする。なお、この業務に要する経費はすべて事業者の負担とする。

- ・現行の運営事業者より運営に関する引継
- ・本仕様書についての県との協議
- ・配置する従業員等の確保及び研修
- ・業務等に関する各種規程等の作成及び協議
- ・その他業務の開始にあたり必要な事項

### 5 経費負担等

県が負担する経費及び事業者が負担する経費については次のとおりとする。

#### (1) 県が負担する経費

- ① 施設及び施設に付随する設備（以下「施設設備」という。）について、定期的に行う整備・点検・更新（老朽化等により使用不要となった場合等）に係る費用
- ② 施設設備について、1箇所につき60万円以上の費用を要する修繕に係る費用
- ③ 県から利用を認められた県有の物品（以下「利用物品」という。）について、1物品当たり10万円以上の費用を要する維持管理に係る費用（光熱水費は含まない。）

#### (2) 事業者が負担する経費

- ① 営業開始のための開店準備作業等に要する一切の費用（県が負担する経費を除く。）
- ② 利用物品の他に必要となる物品及びその設置にかかる費用
- ③ 施設設備の修繕に係る費用（1箇所当たり60万円未満の修繕）
- ④ 利用物品の維持管理等に係る費用（1物品当たり10万円未満のもの）
- ⑤ 材料・商品の仕入れ経費、広告宣伝費等運営に必要な人員の雇用経費などの運営経費
- ⑥ 運営に伴う上下水道光熱費（レストラン・カフェ利用エリア、及び別館共同利用エリアに係る部分とし、別館共同エリア分に関しては売店運営事業者とそれぞれ1/2負担とする。なお別館共同エリアは別添図面（別館使用場所）を参照すること。）
- ⑦ 運営に伴い発生したごみの処分費用
- ⑧ 客席、テラス部分の日常清掃（テーブル、椅子含む）
- ⑨ 警備、空調、清掃、施設管理等に関する共益費（別館管理に要する費用として当該委託経費（記念館全体に係る当該年度当初契約額）の2%に相当する額について、売店運営事業者とそれぞれ1/2負担とする。）
- ⑩ 電話設置費用、電話使用料
- ⑪ その他、運営に必要な運搬料、消耗品費、各種申請にかかる経費など

### (3) 使用料

事業者は、県から使用許可を取得したうえで、岐阜県行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（昭和39年岐阜県条例第7号）により算定した金額（年額933,874円（見込み））の全額を一括して県の指定した期日（使用許可の日から20日以内）までに県に支払うこと。年度途中より使用許可を取得した場合は、月割りにて算出した額を支払うものとする。

#### 【関係法令】

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A856599AA&houcd=H339901010007&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5051216>

岐阜県公有財産規則

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A856599AA&houcd=H339902100048&no=1&totalCount=2&jbnJiten=5051216>

岐阜県公有財産事務処理規程

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A856599AA&houcd=H349902210016&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5051216>

## 6 施設設備・物品等の設置及び利用

(1) 事業者は、資料「厨房機器一覧」「物品一覧」に記載の物品を利用することができる。

(2) 事業者は、あらかじめ県の承認を得て、自らの負担及び責任において、内装の変更、看板の設置、運営に必要となる物品の変更及び設置等を行うことができる。

ただし、使用許可物件返還届を提出した場合、使用期間が満了した場合、又は使用許可が取り消された場合は、自らの負担及び責任において、速やかに原状回復しなければならない。

(3) 事業者は、故意又は過失により、施設設備及び利用物品をき損し、又は滅失したときは、県に報告したうえでこれを弁償し、又は自己の費用で当該設備・物品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、事業者は購入し又は調達した設備・物品等の所有権を、県に帰属させるものとする。

(4) 上記の場合を除き、施設設備の修繕（1箇所当たりの費用が60万円未満であるものに限る。）及び利用物品の維持管理等（1物品当たり10万円未満であるものに限る。）は、事業者が自己の責任及び費用において速やかに行わなければならない。

(5) 5の(2)で事業者が負担するもの以外の修繕・維持管理等は、県の責任及び費用において行うものとする。

(6) 事業者は、前項により設備・物品等を購入し、又は調達したときは、速やかに県に報告しなければならない。

## **7 業務の実施体制**

事業者は、事業を適正に実施するため、次の人員を配置した実施体制とすること。また、食品衛生責任者など、業務に必要な資格を取得している者を配置し、業務に支障が無いようにすること。

### (1) 業務責任者及び副責任者等

- ① レストラン及びカフェの運営管理に関する業務責任者1名、それを補佐する副責任者を1名以上配置すること。
- ② 営業時間中は、原則として業務責任者又は副責任者の一方が店内に勤務していること。

### (2) 事務局の設置

事業者は、事業全体を統括する事務局を設置し、県と調整を常時図ることができる体制を整えること。

## **8 県との調整等**

### (1) 事業実施計画及び事業報告の提出

- ① 事業計画(事業概要及び実施期間等)、管理運営体制(組織体制、人員配置等)、収支計画等を記載した事業実施計画書を作成し、使用許可の日から10日の間に県に提出し、承認を受けること。

※ 県は、前項により提出された事業実施計画について、必要があると認める時は、事業者に対してその変更を指示することができるものとする。

- ② 每日「事業報告書(売上を含む。)」を作成し、指定の日時までに県へ提出すること。
- ③ 事業終了後、遅滞なく実績報告書(「4 業務の内容」の各項目に応じた具体的な実施状況を記載)を作成し、県に提出すること。

### (2) 会議への参加

的確かつ効率的な運営と、県と事業者の調整や連携強化を図るため、県が記念館にて開催する岐阜関ヶ原古戦場記念館連携定例会に出席する他、県が開催する会議等に出席し、及び資料提出等を行うこと。

## **9 緊急発生時の対応等**

### (1) 事業者は、本業務に関連して事故や災害(以下「事故等」という。)の危機事案が発生した場合における対応方法について定めた危機管理規程を整備し、これを遵守しなければならない。

### (2) 業務期間中、運営業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合は、事業者は速やかに危機管理規程に従って適切な対応措置を行うとともに、県その他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報し、必要な措置について県と協議しなければならない。

### (3) 事故等が発生した場合、事業者は県と協力して事故等の原因調査にあたるもの

とする。

- (4) 食中毒等の事故や販売のトラブルなどが発生した場合、または顧客等からの苦情があった場合は、事業者が責任をもって処理するとともに、県に対してその内容を報告するものとする。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

事業者は、食品衛生法、消防法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。また、営業に必要な許認可等は、事業者が取得すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

事業者は、事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (3) 守秘義務

事業者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用することはできない。また、業務終了後も同様とする。万一、事業者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者が自己の責任において処理しなければならない。

事業者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合においても、事業者はその者に対し、取得情報を秘匿させなければならない。

### (4) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとする。

## 11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

事業者は、業務の履行に当たって、暴力団関係等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければならならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

## 12 業務の継続が困難となった場合の措置について

### (1) 事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。この場合、県に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。なお、事業者は次期事業者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。

なお、事業期間終了若しく許可の取消しなどにより次期事業者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

13 その他

本仕様書に定めなき事項、または業務上疑義が生じた場合は、県と事業者の協議により業務を進めるものとする。

## 別館使用場所



...共同利用エリア  
...売店使用場所  
...レストラン及びカフェ 使用場所